

14川監公第3号

平成14年3月25日

平成12年度の包括外部監査の結果に基づく措置に
ついて（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定によ
り，平成12年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について，川崎市
長から通知がありましたので，当該通知に係る事項を公表します。

川崎市監査委員	舘	健	三
同	三	原	克己
同	市	古	映美
同	平	子	瀧夫

1 2 川総行推第 5 1 号の 5

平成 1 4 年 3 月 2 2 日

川崎市監査委員 館 健 三 様

同 三 原 克 己 様

同 市 古 映 美 様

同 平 子 瀧 夫 様

川崎市長 阿 部 孝 夫

平成 1 2 年度の包括外部監査の結果に基づく措置に
ついて（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 7 第 5 項の規定により、平成 1 3 年 1 月 3 1 日付けで包括外部監査人森谷伊三男氏から包括外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告書の提出がありました。同法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

平成12年度の包括外部監査の結果に対する措置状況

下水道事業の財務事務及び経営管理

1 収入関係

(1) 水道局における下水道使用料の徴収及び収納事務

[指摘の要旨]

水道料金とともに収納する下水道使用料については、水道局が一元的に未収金の徴収及び収納事務を行っている。請求納期後に未収となった対象者は、停水執行後、調定月から4か月後に作成された「未収全件リスト」に基づき、未収管理されているが、未収の発生時期や同一の相手先に対する残高が把握できない。

未収金について「未収金滞留状況リスト」等の各使用者別に未収金の発生からの経過期間と発生金額及び未収金残高が一覧できるような帳票を作成し、未収金の状況を容易に把握できるように帳票体系を整備する必要がある。

[措置の内容]

平成14年2月から「未収全件リスト」に以前の未収状況の有無を表示するよう改善した。

(2) 不納欠損

[指摘の要旨]

平成11年度の不納欠損処理分のなかで、名義が社宅等の会社の場合であっても、転居先不明で処理されているが、契約者である会社に対して使用料の請求を行うべきである。

また、停水執行を行わないまま給水を続けたため、不納欠損額が大きくなっており、不納欠損処理を行う前に、未収下水道使用料の回収に努める必要

がある。

[措置の内容]

平成12年10月11日課所長会議等を開催し、適切な事務執行に向け、一層の取り組みと未収金管理の徹底を図った。

また、不納欠損処理半年前となる対象者については、リストを作成し、再度追跡調査を行い、より適切な未収管理を図った。

(3) 下水道事業における未収金管理

[指摘の要旨]

下水道使用料の徴収及び収納は水道局長に委任されているが、建設局として、未収金の内容のチェックを行っていない。水道事業に係る債権と下水道事業に係る債権とでは、法律上の取扱いが異なるので、下水道事業において時効中断中の債権の有無等、取立てを行うべき債権の有無の検討を行う必要があるとともに、水道局長に対する委任の範囲を明確にし、下水道事業の未収金管理を行う必要がある。

また、下水道事業財務規則に規定する「滞納整理簿」「個人別徴収簿」が作成されていないので、備えておく必要がある。

[措置の内容]

破産に伴う債権については、水道料金と下水道使用料とで、法律上の取扱いが異なることから、委任の取扱いの範囲を明確にした事務処理手続きフロー等を作成し、これにより事務処理することを周知徹底した。

また、「滞納整理簿」「個人別徴収簿」については、電算システム上で管理しており、建設局に端末を1台増設することで、内容を適時チェックできる管理体制を整えた。

2 固定資産関係

(1) 汚泥処理施設

[指摘の要旨]

市の汚泥処理施設は3か所あるが、入江崎総合スラッジセンター稼動以降の汚泥処理量の増加により、休止中の入江崎・加瀬水処理センターを再稼動するのであれば、再稼動に要する点検費用及び期間を把握しておく必要があり、また、入江崎総合スラッジセンターを増設するのであれば、再稼動を行う場合とのコスト比較を実施し、最小費用で汚泥処理を行う方法を検討する必要がある。

また、今後の設備計画においては、汚泥処理量の増加の見積もりをきめ細かく行うとともに、入江崎・加瀬水処理センターの設備の耐用年数到来を勘案して、現有設備と新設設備の組合せにより、運転コストと資本コストの厳密なコスト計算を行い、費用の最小化を図るよう検討し、スラッジセンターの増設計画の策定を検討すべきである。

[措置の内容]

入江崎総合スラッジセンターの増設計画においては、入江崎・加瀬水処理センターの汚泥処理設備の再稼動に関する費用を把握するとともに、再度、汚泥増加量の予測を行い、資本コストを含めた厳密なコスト計算を行った。

これにより、設備投資の必要性が認められたので、平成13年度から増設に着手した。

(2) 固定資産管理状況

[指摘の要旨]

固定資産台帳は、資産の種類及び所属部署ごとに年1回更新されるが、保管換え手続き等が行われなかったために、台帳との不一致が認められた。特に、持ち運び可能な備品類等についての管理を徹底するために、最低年1回は、各施設において固定資産の実査を行い、固定資産台帳と照合することにより、固定資産の管理が適切に行われているか、あるいは、台帳の記載誤りや、

異動等の記載漏れはないか等のチェックを行う必要がある。

[措置の内容]

台帳からの除却漏れについては平成13年1月17日に手続きを行い、施設間での貸借備品等については平成13年1月22日までに保管換え手続きを完了した。

また、固定資産の管理については、平成13年2月5日付け川建経第321号で各所管課に、固定資産台帳との照合及び事務手続きフローに沿った除却、保管換え手続き等を行うよう周知徹底を図った。

(3) 麻生水処理センターの土地

[指摘の要旨]

麻生水処理センターの下水処理場の計画用地は将来の需要予測から実績が乖離し、資産が未利用のまま放置されているが、これに伴う金利も保有コストと考えるべきであり、設備計画を見直す必要がある。

また、費用最小化の観点から、中長期的な需要増に備えて、大型の処理場以外の処理方式も検討すべきである。

さらに、将来の下水道事業の転用を前提とした公園整備など遊休土地を地域住民に役立つよう活用方法を検討する必要があるとともに、遊休状態となっている資産にかかる利息を別途把握しておく必要がある。

[措置の内容]

東京湾流域別下水道整備計画等の上位計画等を勘案するとともに、指摘された内容を考慮し、下水道事業の基本計画の再検討に平成13年度より着手した。

また、将来の増設予定地の利用方法については、関係法令を遵守した上で、地元と協議を行うとともに、土地取得に係る支払利息については、取得事業費の調査を行い、支払利息の具体的な算定作業を行った。

(4) 土地（普通財産）の有効利用

[指摘の要旨]

下水道事業で利用する見込みがない土地を保有しておく合理的理由がないので、補助金の一部を土地の取得代金に充当し、一般会計に管理換えした上で、市として一元管理し、土地の利用方法を検討すべきであり、利用予定がないのであれば、外部への売却を検討すべきである。

[措置の内容]

他の部局において利用計画等のあるものについては、管理換えし、利用予定のないものについては、売却する。

3 委託費関係

(1) 管渠清掃業務委託に係る予定価格の設定

[指摘の要旨]

清掃対象管きよ委託契約の予定価格の算定に当たって、特定個所の障害物、閉塞率等の現場の事前調査なしに行っているが、より正確な見積もりが必要であり、これにより、清掃開始後の委託契約内容の変更を減らし、コストアップの悪循環を断ち切るべきである。

[措置の内容]

管きよ清掃業務委託については、過去の清掃実績等による従来からの積算方法に加え、平成13年4月より対象管きよの閉塞率について、10箇所程度の事前調査を行い、閉塞率等をより正確に把握して、予定価格を設定するよう改善した。